

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）
フェニックス月が丘ケアセンター 重要事項説明書

（短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービス）

介護サービスの提供にあたり、介護保険法に基づいて、説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 和光福祉会
法人の所在地	神戸市西区伊川谷町上脇字平山 952-1
電話番号・FAX 番号	TEL : 078-978-0753 FAX:078-978-0752
代表者氏名	理事長 平井 昭博
法人設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	フェニックス月が丘ケアセンター
介護保険指定事業所番号	2875204394
事業所所在地	神戸市西区月が丘 1 丁目 632 番地 14
電話番号・FAX 番号	TEL 078-998-0306 FAX 078-998-0307
管理者名	國生 千里
事業の種類・利用者定員	短期入所生活介護（予防短期入所生活介護） 定員 20 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

<p>1. 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な入居および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）サービスを提供する。</p> <p>2. 当施設は施設サービス計画に基づき、さまざまな介護を行うことによって、ご契約者がその有する能力に応じ、いきいきとその人らしく生活できることを目指す。ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係する団体との密接な連携努める。</p>

(3) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート造 5階建	延床面積 3,302.28 m ²
敷地面積	283,108 m ²	
開設年月日	平成 28 年 7 月 1 日	
ユニット数	2 ユニット	

<主な設備等>

居室数	2ユニット 20室（1部屋につき13.0㎡）
居間・食堂（共同生活室）	2ヶ所 34.14㎡・35.49㎡
台所	2ヶ所 各10.35㎡
トイレ	1ユニットにつき4ヶ所
浴室	2ヶ所

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供 時間	24時間体制（365日）
利用定員 内訳	20名（2ユニット 各ユニット10名）

(5) 事業所の職員体制

従事者の職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
生活相談員	1	1			
看護職員	1	1			
介護職員	9	6		3	
管理栄養士	1		1		
調理師		業務委託			
事務員	1		1		

(6) 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30
介護職員	早出（7:00～16:00）日勤（8:30～17:30） 遅出（10:30～19:30）夜勤（16:30～9:30）
看護職員	8:30～17:30 ※夜間については、連絡を取れる体制をとり、緊急時に備える
管理栄養士	8:30～17:30
事務員	8:30～17:30

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所生活介護 (予防短期入所生活介護) 計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、当事業所の職員に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等を行います。 利用者に応じて作成した短期入所生活介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得たうえで決定します。 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）計画は居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）計画を変更します。 短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）が変更された場合には、利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 主治医と連携をとり看護職員が健康管理をおこないます。
その他自立への支援		1 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 3 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。 4 定例行事及び全員参加する余暇活動を提供します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金 (ユニット型 個室)

《短期入所生活介護・予防短期入所生活介護費》

4 級地 1 単位 10.66 円

要介護度		所定単位	費用の目安	利用者負担額		
				1割	2割	3割
短期入所生活介護 (1日につき)	要介護1	704単位	7,505円	751円	1,501円	2,252円
	要介護2	772単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	要介護3	847単位	9,030円	903円	1,806円	2,709円
	要介護4	918単位	9,786円	977円	1,958円	2,936円
	要介護5	987単位	10,522円	1,053円	2,105円	3,157円
予防短期入所生活介護 (1日につき)	要支援1	529単位	5,640円	564円	1,128円	1,692円
	要支援2	656単位	6,993円	700円	1,399円	2,098円

食費・居室料金

R3.8.1 改訂

対象者	利用者負担金	
	1日	
	食費	居住費
第1段階	300円	820円
第2段階	600円	820円
第3段階①	1,000円	1,310円
第3段階②	1,300円	1,310円
上記以外の方	1,445円	2,010円

※食費 1,445円 (朝食 300円 昼食 530円 夕食 535円 おやつ 80円)

利用者様の収入区分により、負担上減額があります。

(3) 加算料金 料金表 (別表)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《短期入所生活介護・予防短期入所生活介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
予防短期生活サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、60%以上の場合に算定する	18単位/日	19円	38円	57円
短期生活サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)					
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。	18単位/日	19円	38円	57円
看護体制加算 (Ⅰ)	常勤看護師を1名以上配置した場合に算定する。	4単位/日	4円	8円	12円
送迎加算 (片道)	居宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定する	184単位	196円	392円	588円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。				

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①預かり金管理手数料	月額 500 円
②理美容費	実費
③診療代・処方箋代	実費
④その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ・特別必要と認められたレンタル介護用品(エアマット等)

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。

4. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃に利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み（手数料はご負担願います）</p> <p>（イ）利用者指定口座からの自動振替（手数料はご負担願います）</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5. 施設利用の留意事項

(1) サービス利用方法

①サービス利用申し込み

既に居宅サービス計画を作成されている方は、事前に介護支援専門員とご相談の上、申し込み下さい。初めて利用される方は、利用前に当施設を見学することができますので、予めご相談下さい。原則、当施設職員が利用前に契約・説明など伺います。その後は、前文の通り介護支援専門員にご相談し電話で申し込むことができます。

②利用中の中止

利用中にサービスを中止して退所される場合は、退所日までの日数をもとに計算します。以下の通り、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

退所事由・事例	
1. 利用者が中途退所を希望した場合	
2. 原則、連続利用 30 日を超えた場合	
3. 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合	
4. 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合	
5. 他の利用者から苦情があまりにひどく多い場合またはその苦情が解消されないと施設が判断した場合	

上記以外に退所まで利用を継続することが難しいと利用者および当施設が判断した場合などであっても、いずれにしても的確に退所できるよう援助します。

③サービス利用契約の終了

利用者の都合でサービス利用契約を終了される場合は、実際に短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）を利用中でなければ、口頭で申し出ることにより解約ができます。この場合、その後の予約は無効です。

④自動終了とは、双方の通知がなくても以下の場合には解約となります。

利用者が介護保険施設に入所した場合	入所日の翌日
要介護認定区が非該当と認定された場合	非該当となった日
死亡の場合	死亡日の翌日

⑤その他のサービス利用の中止および契約終了の留意事項

利用者が、サービス利用料の支払期限（請求書が届いた月末）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにも関わらず、その催告から 15 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、その利用に要する実費を請求します。

やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合は契約を終了する場合があります。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知します。

上記の事由により契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降に施設を利用することとなる場合は、その利用に要する実費を請求します。

6. 衛生管理等

(1) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、職員への衛生管理に関する研修を年2回行っています。

(3) 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7. 緊急時の対応方法について

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【主治医】	医療機関名 所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間
【緊急連絡先①】	氏名 住所 電話番号 携帯番号 続柄
【緊急連絡先②】	氏名 住所 電話番号 携帯番号 続柄

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	施設事業者プラン

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（高木 康博）

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 8月・2月）

10. サービスご利用に関する苦情の受付

- (1) 当事業所窓口

	フェニックス月が丘ケアセンター 担当者：國生 千里
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
電話番号	078-998-0306

- (2) 第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会い等をいたします。

また、直接苦情を受け付けることができます。

第三者委員	宇佐美眞	大学教授	078-708-3005
	山田 勇	大学講師	078-592-9716

- (3) その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険団体 連合会	所在地	神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801
	電話番号	078-332-5617
	受付時間	毎週月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前9時～午後5時15分
神戸市消費生活センター	所在地	神戸市中央区橘通3-4-1 総合福祉センター5階
	電話番号	078-371-1221
	受付時間	月～金（年末年始、祝日を除く） 午前9時～午後12時、午後1時～5時
神戸市役所 介護指導課 指導係	所在地	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所3号館3階
	電話番号	078-322-6326
	受付時間	月～金（年末年始、祝日を除く） 午前8時45分～12時、午後1時～5時30分

11. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページにおいて公開しています。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>1. 事業者は、利用者の貴重な個人情報を介護サービス提供機関として、下記内容に沿って利用させていただきます。</p> <p>(1) 利用する目的</p> <p>ア 施設内での利用</p> <p>①施設が利用者に提供する福祉サービス</p> <p>②介護保険事務</p> <p>③福祉サービスを提供する上での事務管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退所に関する手続き ・会計、経理事務 ・福祉サービスの向上や業務の維持、改善のための基礎基盤 ・福祉サービスに関する事故等の報告 <p>イ 施設外への情報提供としての使用</p> <p>①利用者への福祉サービスを提供する上で、他の介護保険事業者との連携を保つ必要がある場合</p> <p>②入院、退院による診療のため医師等から情報提供を求められた場合</p> <p>③定期的な健康診断を受ける場合</p> <p>④ご家族等への状況説明</p> <p>⑤介護報酬審査機関への請求提出</p> <p>⑥保険者及び介護報酬審査機関から照会への回答</p> <p>⑦損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出</p> <p>ウ その他の使用</p> <p>①実習生を受け入れるにあたっての業務</p> <p>②社会福祉及び福祉サービス向上のための情報提供</p> <p>③施設内での研修</p> <p>④外部監査機関への情報提供</p> <p>(2) 使用する期間</p> <p>使用する期間は、サービス提供の契約期間に準ずる</p>

	<p>(3)使用条件 個人情報の使用は必要最低限として、サービス提供にかかわる目的以外には行いません。また契約期間終了後においても第三者には漏らしません。</p> <p>2. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	---

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	フェニックス月が丘ケアセンター 施設長 國生 千里
-------------	------------------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. サービス提供の記録

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

また利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	神戸市西区月が丘1丁目632番地14
	法人名	社会福祉法人 和光福祉会
	事業所名	フェニックス月が丘ケアセンター
	代表者名	國生 千里
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人 (家族代表)	住所	
	氏名	

利用料表（概算）

短期入所生活介護
フェニックス月が丘ケアセンター
令和6年11月1日
単位（円）

I 介護保険サービス利用料

要介護度	種別	介護保険基本金額（1割負担の場合）		介護保険基本金額（2割負担の場合）		介護保険基本金額（3割負担の場合）	
		1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	ユニット型個室	751	22,530	1,502	45,060	2,253	67,590
2	ユニット型個室	823	24,690	1,646	49,380	2,469	74,070
3	ユニット型個室	903	27,090	1,806	54,180	2,709	81,270
4	ユニット型個室	979	29,370	1,958	58,740	2,937	88,110
5	ユニット型個室	1,053	31,590	2,106	63,180	3,159	94,770

特例入所者理由

- ① 認知症・知的障がい・精神障がい等により通常の見守り・介護は必要
- ② 介護者がなく、かつ、地域での介護サービスや生活支援が十分でない
- ③ 介護者が、高齢、疾病、育児、就労、別居等の為介護が困難であり、かつ、地域での介護サービスや生活支援が十分でない

II 居住費及び食費

段階	年間所得金額	種別	居住費		食費	
			1日	1か月（30日）	1日	1か月（30日）
1	・世帯全員が市町村を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	ユニット型 個室	880	26,400	300	9,000
2	・世帯全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が年間 80万円以下 の方	ユニット型 個室	880	26,400	600	18,000
3 ①	・世帯全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が年間 80万円超120万円以下 の方	ユニット型 個室	1,370	41,100	1,000	30,000
3 ②	・世帯全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計 が年間 120万円超 の方	ユニット型 個室	1,370	41,100	1,300	39,000
4	・上記以外の方	ユニット型 個室	2,010	60,300	1,445	43,350

III その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入にかかる料金	1回	実費
2	日常生活消耗品	歯ブラシ、歯みがき粉、入れ歯洗浄等の個人用消耗品にかかる料金	1回	実費

介護保険サービス加算項目説明

単位(円)

I 介護保険サービス利用料 基本金額に含まれるもの（体制加算）

加算名称	日割 (1割負担)	日割 (2負担)	日割 (3割負担)	内容
看護体制加算(I)1	43	85	128	常勤看護師を1名以上配置していること
送迎加算（片道）	1,961	3,923	5,884	利用者に対して、その居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合
介護職員等処遇改善加算（II）	所定の単位数に13.6%乗ずる			